事 務 連 絡 平成18年6月14日

都道府県介護保険担当主管課(室)御中

厚生労働省老健局介護保険課 計 画 課 振 興 課

「事業所異動連絡票情報」の整備について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。さて、今制度改正に伴い、本年5月から実施される国保連合会の審査支払いについては、事業者等より新たに指定又は加算等の届出を受けて作成された都道府県の事業所台帳情報の提供を受けて行われることとなりますが、「事業所異動連絡票情報(介護支援専門員情報)」及び地域密着型サービスのみなし指定事業所にかかる「事業所異動連絡票情報(サービス情報)」への「登録保険者番号」等の設定については、当該情報の整備状況を踏まえ、その実施を1ヶ月間遅らせています。(インフォメーションNo.98及びNo.101)

しかしながら、現時点において、全国的な整備体制が終了していないことから、その実情を踏まえて、実施時期を平成18年10月審査から実施することとします。

なお、今回の措置は、あくまでも都道府県から国保連合会への提供情報の設定に関する実施時期の延期であり、事業者からの請求事務に関しては「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年老老発第31号)等に基づき行う必要がありますので、その旨誤解のないようにお願いします。

また、地域密着型サービスにかかる国保連合会への指定情報等の提供については、その事務処理手続きに関して、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)及び「平成18年4月改定関係Q&A(VOL.3)」(インフォメーションNo.96)等によりお知らせしておりますが、市町村から地域密着型サービス事業所への再周知の内容とともに別紙にて整理しましたのでご確認ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村(政令市・中核市を含む。)へ

周知するとともに、制度改正の円滑な施行に向けて、ご準備、ご協力方よろしくお願いします。

<照会先>

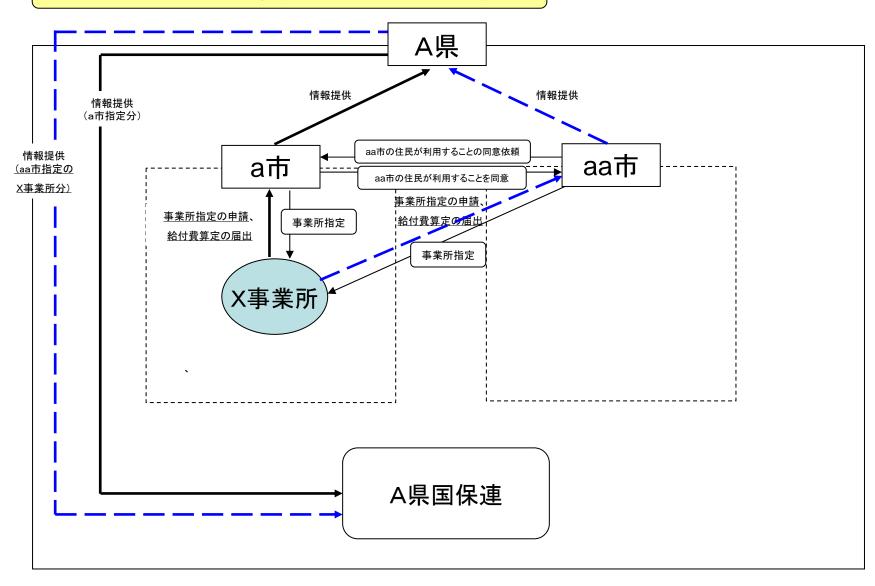
厚生労働省老健局介護保険課 1至03-5253-1111 (内線) 2166

計画課企画法令係 (内線) 3929

振興課法令係 (内線) 3937

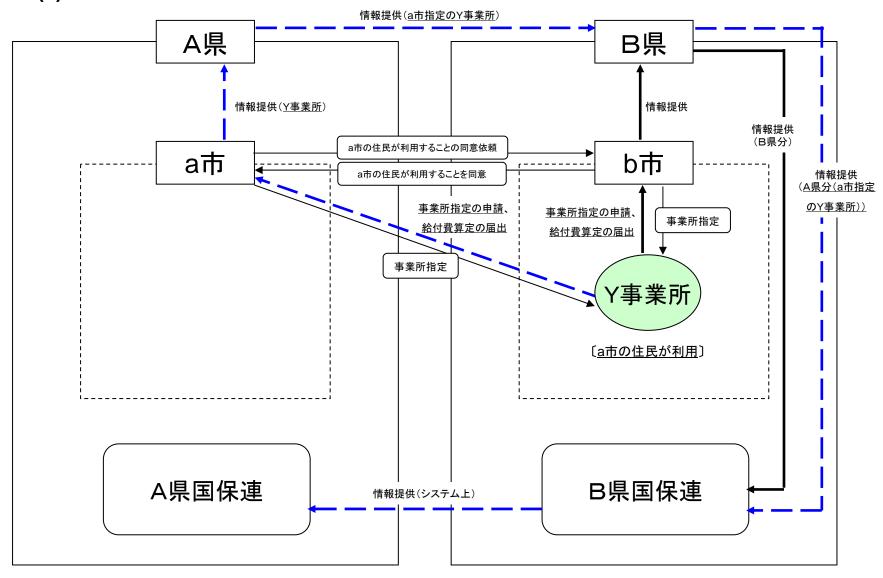
地域密着型サービスの事業所情報等の流れ

1 通常(事業所指定が複数の県にまたがらない場合)

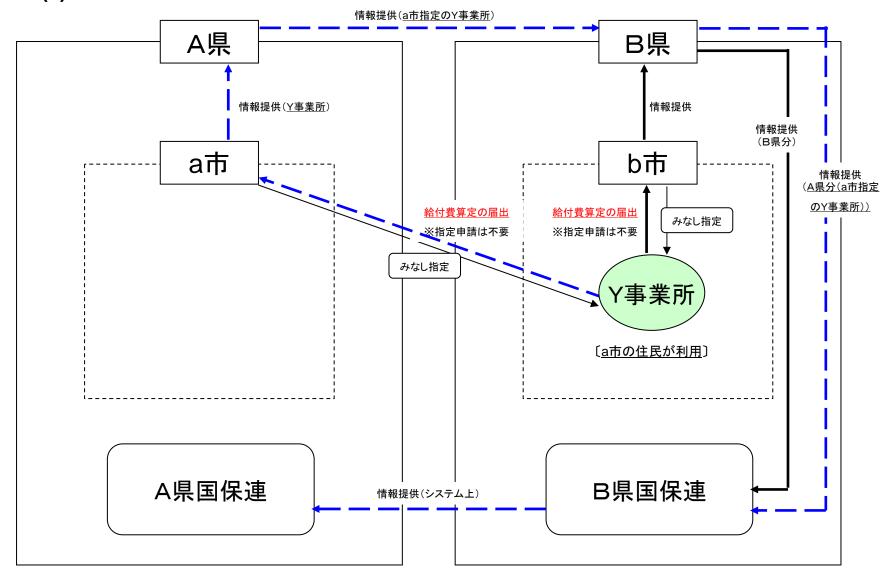


2 事業所指定が複数の県にまたがる場合

(1) 平成18年4月以降に開設する事業所



(2) みなし指定の適用を受ける事業所



地域密着型サービス事業所に対する周知について

- 地域密着型サービスは、原則として、事業所所在の市町村の被保険者のみがサービス利用が可能とされ、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村が事業所の指定を行った場合にのみ、当該他市町村の被保険者もサービス利用が可能となり、指定を受けていない市町村の被保険者がサービスを利用した場合は介護給付の対象とはならない。(介護保険法第78条の2第1項等)
- 地域密着型サービス事業所の中には、こうした仕組みを理解せず、指定を受けていない市町村の被保険者に対してサービスを提供しているケースも見受けられるが、この場合、利用したサービスに対する介護給付費が支給されず、利用者は全額自費で利用せざるを得なくなる。
- 市町村においては、こうした誤った認識に基づいてサービス提供がなされないよう、管内の地域密着型サービス事業所及び他市町村所在の地域密着型サービス事業所で指定を行ったものに対して、地域密着型サービスの仕組みについて改めて周知徹底されたい。
- なお、他市町村のみなし指定の適用を受ける地域密着型サービス事業所にあっては、平成 18 年 3 月 31 日(認知症対応型通所介護の場合は平成 18 年 3 月中。以下同じ。)においてサービスを利用している他市町村の被保険者に限り、他市町村のみなし指定の効力が及ぶものであり、平成 18 年 3 月 31 日においてサービスを利用していない他市町村の被保険者が利用するためには、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他市町村から新たな指定を受ける必要があるので、みなし指定の適用を受ける地域密着型サービス事業所にはこの旨も併せて周知徹底されたい。